

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月27日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	山梨県
3. 市区町村名	富士河口湖町
4. 届出番号	4
5. 独自利用事務の事例番号	116-1-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.town.fujikawaguchiko.lg.jp/ka/info.php?if_id=3414&amp;ka_id=3">http://www.town.fujikawaguchiko.lg.jp/ka/info.php?if_id=3414&amp;ka_id=3</a>

執行機関名 富士河口湖町長

知事等(教育委員会)が行う保育所保育料の減免・免除に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	富士河口湖町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例(平成27年3月9日条例第4号)及び富士河口湖町第2子以降3歳未満児保育料無料化事業実施要綱(平成28年3月31日告示第28号)による保育所保育料の減免・免除に関する事務で規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	94	
③番号法別表第2の項	116	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		富士河口湖町行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1 第5の項 富士河口湖町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例(平成27年3月9日条例第4号)及び富士河口湖町第2子以降3歳未満児保育料無料化事業実施要綱(平成28年3月31日告示第28号)による保育所保育料の減免・免除に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	子ども・子育て支援法(平成24年8月22日法律第65号) 第1条	富士河口湖町第2子以降3歳未満児保育料無料化事業実施要綱(平成28年3月31日告示第28号) 第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第1条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法(昭和22年法律第164号)その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。	第1条 この要綱は、仕事と子育ての両立を保育の分野から支援し、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、第2子以降の3歳未満児について、富士河口湖町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例(平成27年条例第4号)に定める利用者負担額等及び富士河口湖町立へき地保育所利用者負担額に関する規則(平成27年規則第5号)に定める保育料(以下「保育料等」という。)を無料化することに関し必要な事項を定めるものとする。

⑦独自利用事務の関連規範		富士河口湖町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例(平成27年条例第4号) 富士河口湖町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例施行規則(平成27年規則第7号) 富士河口湖町第2子以降3歳未満児保育料無料化事業実施要綱(平成28年告示第28号)
--------------	--	---

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 59 条 の2 項 1 号	富士河口湖町第2子以降3歳未満児保育料無料化事業実施要綱 第4条
②事務の内容	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第20条第1項の子どものための教育・保育給付に係る支給認定に関する事務	保育料の免除に係る事実についての認定に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 59 条 の2 項 1 号	富士河口湖町第2子以降3歳未満児保育料無料化事業実施要綱 第3条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	小学校就学前子どもの保護者若しくは扶養義務者若しくはその世帯員に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報	当該申請に係る児童の保護者又は当該児童と同一の世帯に属する者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報

備考	
----	--